

人材紹介契約書

契約項目表記載の各当事者は、以下の契約条項のとおりに入材紹介業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

(契約項目表)

甲	住 所： 会社名： 代表取締役：	印
乙	住 所：東京都中野区中野4丁目10番2号 中野セントラルパークサウス2階 会社名：Nu Realize株式会社 代表取締役：富山大耀	
締結日	2024年3月1日	
コンサルティング料	【新卒採用】 4月入社予定の文系学部卒業予定の学生：1名あたり80万円（税別） 4月入社予定の理系学部卒業予定の学生：1名あたり100万円（税別） 【中途採用】 中途採用：1名あたり理論年収の35%（税別）	
支払先 口座	PayPay銀行 金融機関コード_0033 店番号（支店コード）_005 支店名_ビジネス営業部 口座番号_5977887 普通預金 口座名義人：Nu Realize株式会社 （フリガナ：ニューリアライズカブシキガイシャ）	
特約事項	無し	

契約条項

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の求める人材（求職者）の探索・スカウト・調査・紹介・選考・採用等に関する業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（コンサルティング料）

1. 甲は、本業務に基づき乙から紹介された人材を採用した場合、乙に対しコンサルティング料を支払う。当該コンサルティング料は、内定者1名につき契約項目表の「コンサルティング料」に定める。
2. 本業務の遂行のために必要となる乙の諸費用は、前項に定めるコンサルティング料に含まれるものとする。
3. 2025年4月入社予定の学生の場合において、甲は、本条第1項に定めるコンサルティング料を、内定決定月（乙から紹介された人材が内定承諾した日が属する月）の翌月末までに乙の指定する銀行口座へ振り込む。なお、振込払いによる手数料は甲の負担とする。
4. 中途・第2新卒の場合において、甲は、本条第1項に定めるコンサルティング料を、入社月の翌月末までに乙の指定する銀行口座へ振り込む。なお、振込払いによる手数料は甲の負担とする。

第3条（重複応募）

1. 乙から紹介された人材につき乙以外の媒体から重複して応募（甲への直接応募も含む）があった場合、応募が早い方の媒体を優先して取り扱うものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - （1）応募の早い媒体が乙以外にあった場合で、甲が当該媒体からの応募として受け付けた日から1年以上経過している場合、乙からの紹介を優先する。
 - （2）応募の早い媒体が乙以外にあった場合で、甲と当該媒体との契約が無効になっている場合、乙からの紹介を優先する。
 - （3）応募の早い媒体が乙であった場合で、甲が乙からの応募として受け付けた日から1年以上経過している場合、乙以外からの応募を優先する。
2. 方法を問わず、応募者の個人情報が甲に提供されたことをもって応募があったものとみなす。

第4条（コンサルティング料の返金）

1. 乙は、甲に紹介した人材が、内定承諾後に自己都合により内定辞退した場合、または次項に定める内定の取消があった場合、本契約第2条の定めにより受け取ったコンサルティング料を、内定の辞退または取消があった日が属する月の翌末日までに甲の指定する銀行口座に返金する。なお、振込払いによる手数料は乙の負担とする。
2. 甲は、内定者が以下の各号に該当する場合は、当該内定を取り消すことができるものとする。
 - （1）内定者が卒業を予定している年度に卒業できなかった場合
 - （2）採用にあたり提出した書類に虚偽があった場合
 - （3）病気や事故により甲における就労に耐えられない場合
 - （4）刑事事件で有罪の判決を受けた場合
 - （5）その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があった場合
3. 乙は、甲に紹介した人材が、入社後1ヵ月以内に自己都合により退職した場合、本契約第2条の定めにより受け取ったコンサルティング料の50%を、退職があった日が属する月の翌末日までに甲の指定する銀行口座に返金する。なお、振込払いによる手数料は乙の負担とする。

第5条（機密保持）

甲および乙は、本契約に基づき知り得た相手方の業務上の秘密を、本契約の有効期間中および本契約終了後も、厳重に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示または漏洩し、また、本業務の目的の範囲外で使用してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、甲または乙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- （１）開示を受けた際、既に自己が正当に保有していた情報
- （２）開示を受けた際、既に公知となっている情報
- （３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- （４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- （５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- （６）秘密情報から除外する旨の相手方の書面による事前の承諾を得ている情報
（ただし、当該書面によって特定されている情報に限る）

第6条（個人情報の取り扱い）

甲は、乙より紹介された紹介者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報（特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）および法令によって「個人情報」としての規制または保護を受ける情報）を厳重に管理し、本業務の目的の範囲で利用するものとし、乙の了解なく本契約の有効期間中および本契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、甲は、紹介者の個人情報について、甲の関係会社における採用選考の目的の範囲で、甲の関係会社との間で共同利用できるものとする。

第7条（損害賠償）

乙は、本業務の遂行上、甲に損害を及ぼした場合、または本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負う。

第8条（解除および期限の利益喪失）

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、無催告で直ちに本契約を解除することができる。なお、解除は損害賠償の請求を妨げないものとする。
 - （１）相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当の期限を定めて催告しても改善しない 場合
 - （２）監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けた場合
 - （３）支払停止もしくは支払不能の状態に陥った場合、手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または任意債務整理を行った場合
 - （４）第三者より自己の財産について差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行または公租公課の滞納処分等を受けた場合
 - （５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申し立てを行った場合
 - （６）災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難と認められる場合
 - （７）互いの信頼関係を毀損する重大な事態が生じた場合
 - （８）その他、前各号に準じる事由が生じた場合
2. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合は、本契約に係る相手方に対する債務につき期限の利益を喪失し、直ちにこれを履行しなければならない。
3. 甲および乙は、本条第1項により本契約を解除した当事者が、解除を理由とする損害賠償責任を一切負わないことを確認する。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （１）自己または自己の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等

標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること

- (2) 暴力団員等が経営を支配している、もしくは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自己または第三者をして、相手方または相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。
 3. 甲および乙は、相手方が本条第1項および第2項の確約に違反した場合、催告することなく直ちに本契約を解除し、併せてこれにより被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。
 4. 甲および乙は、前項により本契約を解除した場合において、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償しないものとする。

第10条（期間）

1. 本契約の有効期間は、契約項目表「締結日」から1年間とする。なお、1ヶ月前に甲または乙より、解除の通知がない場合は1年間の自動更新とする。
2. 甲または乙は、本契約の有効期間中であっても、2ヶ月前に相手方に通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第11条（合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。

第13条（特約事項）

甲および乙は、本契約に特約事項を定めた場合には、当該特約事項の内容が本契約に優先することを合意する。なお、特約事項を定める場合は、契約項目表に記載するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各々1通を保有する。

ただし、甲乙が本契約を電子契約で締結した場合には、本書の電子契約書ファイルを作成し、甲乙それぞれ電子署名を行う。この場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

以上

